

千葉県告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示します。

令和2年4月28日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
あははのきち 千葉市中央区千葉寺町 1214-7	株式会社さくらみち 千葉市中央区葛城3丁目 11番31号 菊池 美恵子	令和2年 4月30日	1210104459	自立訓練（生活訓練）